

第98回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年12月7日(木) 午前9時30分から10時30分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 (13人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (1人)

- 6番 小柳 貴史

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

審査会2 農業委員会での議決を伴う審議について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長 それでは、只今より第 98 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 6 件、審査会 2 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名ですが今日勉強のためということで吉村委員にご出席をいただいています。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 10 番藤元委員と 11 番東谷委員によりお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町西三蒲●●●●、譲渡人、東京都目黒区●●●●、申請地、大字西三蒲、字追川、地番●●●●、地目田、面積 815 ㎡他 2 筆、合計 1,183 ㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 18,789 ㎡、取得後も 18,789 ㎡です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 5 ページをご覧ください。本事案については、利用権の設定により借り受けている農地を自己所有農地として譲受け営農活動に力を入れたい譲受人の要望に対し譲渡人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、従来通り栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 9 番岡村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9 番 先日推進委員さんと現地を見てきました。今現在ちゃんと管理されていますので問題ないかと思えます。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町東三蒲●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大字東三蒲、字赤松西、地番●●●●、地目畑、面積418㎡他1筆、合計1,251㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在918㎡、取得後は2,169㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠方に住んでいるため管理ができない農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培し、併せて季節野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

こちら現地を見に行きましてもう30年管理されているので問題ないと思います。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、大阪府大阪市●●●●●、申請地、大字東安下庄、字久保島、地番●●●●、地目畑、面積265㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は265㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、9ページから12ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住しているため、耕作が困難な申請地と他の土地建物を一括で譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の13番田中委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番

29日に吉村推進委員と共に事務局の方も同行していただいて現地確認をしております。譲受人の配偶者の方からもお話を伺いまして現状はすぐに畑として使用できる状況であって家庭菜園として利用されるということということで帰農塾へのご参加も検討されているなど意欲的な姿勢がうかがえました。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、埼玉県新座市●●●●、申請地、大字久賀、字下津原、地番●●●●、地目畑、面積91㎡他1筆合計140㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在1,767㎡、取得後は1,907㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、13ページから17ページをご覧ください。本事案については、遠方で管理ができないため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の12番沖委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番

先日推進委員の方といっしょに見に行ったのですが譲受人の話も聞いて家も今作られている畑も近くでここが荒れていたのたまに草を刈っているという状態で全然問題ないかと思われます。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.5 についてですが、この件は私の担当議案ですので、議事の進行を宮本職務代理と交代します。

職務代理 それではNo.5 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.5 申請人、譲受人、周防大島町日前●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字日前、字砂田、地番●●●●、地目畑、面積 354 m²です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 2,041 m²、取得後は 2,395 m²です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、17 ページから 21 ページをご覧ください。本事案については、体調不良により、耕作が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして、地区担当の14番廣岡委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

14番 先月29日に中尾農地利用最適化推進委員と一緒に回ってまいりました。譲受人は●●●●の社長さんです。譲渡人はいとこの方と聞いています。譲渡人のご主人がお亡くなりになった結果として管理ができないから譲渡したいということで譲受人の方にお話があったと聞いています。この圃場の一番大

きな特徴は出入り口がないということです。北側が個人の住宅東側が譲受人の自宅西側が●●●●の社屋南側が●●●●さんのブドウハウス、出入り口がありません。ですから現地を確認するのも譲受人のご案内で社屋を通って圃場に入りました。圃場の状況はある程度今草が生えていますが管理はみやすいんだらうと思います。ただ一応野菜を作るということで今計画されていましたがけれど周囲は建物でおおわれているので譲受人の意向としては将来的には将来なのかすぐなのかわかりませんがレモンを作ったらどうだろうかという思いを持っておられました。風が当たらないという特徴がありますからそういう意味ではおもしろい作物だらうなと思います。レモンならば農協さんも受けるでしょうし。野菜ならば直売所という話になるのかと思います。いずれにしても出入り口がないことが一番大きな特徴ですから逆に譲受人以外には譲渡せないという状況になるんだらうと思います。そういう案件でいままでの状況で譲受人の農業の状況を踏まえて適正であらうと思っています。以上です。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、周防大島町和田●●●●、譲渡人、周防大島町小泊●●●●、申請地、大字和佐、字末通、地番●●●●、地目田、面積669㎡他1筆合計1,376㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については資機材置場等です。続いて許可基準について説明します。資料は、21ページから26ページをご覧ください。本案件は、昨年の11月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場東和総合支所から北東に約2.2kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、

転用の目的との適合性についてですが、申出者は町内に住所を有する建設業を営む個人で、業務のための倉庫敷地及び資材置場、工所用車両置場として活用する計画であります。なお、本事案はすでに前述の目的で一部活用されている違反転用案件となるため、本申請にて無断転用状態を是正し、所有権を移転しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、新たに費用をかける計画はございません。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、すでに実施済です。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用・施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の3番大谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番

先日現場を見に行きまして確認してまいりました。この案件がですね先ほど事務局からあったように去年11月に農振から外してくれという申請を通してもらったところです。それでもともとこの畑は●●●●さんの実家の畑です。お父さんお母さんが自分がこっちに帰るまではミカンを作っていたそうで、もう20年、30年くらい前ですかね。それからもうやってなくて草を刈るだけ、年間4回くらい草を刈るだけの畑でした。で、もう一昨年くらいから草刈りもできなくなり農地のすぐ上に民家があるんですけど、申請地の地図でいう下側は完全にジャングル、荒地です。民家の方に迷惑がかかるということで草刈りだけは人を雇ってやってもらっていた状態です。もうどうにもならないし●●●●さん自身もこちらに帰ってくる予定はないということで手放したいということで、ちょうど譲受人があちこちに資材置き場が点在しているような状態で今回重機の数が増えたためにまとめておきたい所を探していた状態だったそうです。ちょうど知り合いなんでお話があって売りたいということで3年くらい前から話していたそうなんですけどなかなかいざ売買契約をしようかってなったときに農振に引っかかっているということでこれをまず外すことからなったんですけど実質間に合わないので違法転用ではありますけど重機やらを置いていた状態です。今回やっと進んで売買契約をちゃんとしようということで出てきた案件です。農地が減るのはちょっと残念ではあるんですけど見て分かる通り奥にずっと長い畑です。隣は荒地背の高い木が生えている状態で上がすぐ民家なんです。ミカンを

作るにもちょっと消毒とかもしにくいということでだれも借り手もいずに草刈りで管理だけをしていた畑です。残念ではありますけど利用してくれる人がおればいいと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程3、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。令和5年12月25日告示予定で新規30筆38,452㎡、更新55筆61,886㎡、合計85筆100,338㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明にご質問などはございませんか。

5番

内容の方はあれなんですけど2ページ目の網掛けが濃すぎて文字がちょっと読みづらいのでこのあたりは次回調整していただければと思います。

議長

これは事務局でご注意いただければと思います。他にご質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

よろしいですか。ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて日程4、審査会2に移ります。農業委員会での議

決を伴う審議について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 先般、角井委員より農業委員会総会での運営について提案が事前に配付しております資料のとおり4項目ございます。この4項目について、この度、審議事項として挙げさせておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 引き続きまして、提案者の角井委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 先々月提案させていただいた審議について私の方としてはこの文章のとおりです。何かご質問等ありましたらそちらに対してご回答させていただければと思います。以上です。

議長 本件についてご質問のある方がありましたらお願いします。宮本委員。

1番 4番の改定等必要な人数が3分の2でちょっとここ必要な人数についてももう少し皆さんの意見が聞きたいなと思います。私個人としてはちょっと重いというかももう少しフレキシブルに採用されたり廃止したり運用期間を設けるとかそういうもう少し柔軟な運用が望ましいんじゃないかなと考えています。もう少しみなさんの意見も聞きたいなと思っているところです。

議長 農業委員会の議決に伴う審議に関しての4番の中で3分の2以上の委員が取り組みやルールの変更を求める場合は次回の総会で改廃について審査をするという表現のうち3分の2について皆さんのご意見はどうだろうかということによろしいですか。宮本委員の説明について何かご意見がありましたら。角井委員。

5番 今ありました3分の2以上の賛成といいますか提案させていただいたのは一度決めたルールにつきましてあまり軽くですなやめたりするのは好ましくないと私は考えておまして3分の2ということで提案させていただいています。ただ修正についてもすべて3分の2というのは確かに重たい部分がございますのでたとえば修正は過半数、廃案にする場合は3分の2以上等の検討は一案ではないかなと思います。

議長 この案件について何かご質問がありましたらお願いします。田中委員。

13番 今の修正は過半数で廃案は3分の2以上というような案もありましたけどそもそもこの3分の2っていうのがですね、いずれにしてもその提案が3分の2ということは議決評決数が過半数である中で提案の方が重たいというのが

ちょっと整合性がとれないとかどういう意味なのか私はちょっと理解できないんですが。要するに3分の2以上で改廃を求めた場合にこれ採決されるのはまあ自然に採決されるっていうか。採決自体が無用になるような要件になるんですね。やっぱり採決が評決数が過半数であるということは提案はそれ以下例えば3分の1とかですね、まあ1人でもいいんじゃないかと思えますけどそういうほうがまあ整合性がとれるんじゃないかなと私は思います。

議長 　　ちょっと今のを確認させてください。提案は3分の1修正が2分の1という理解ですか。田中委員。

13番 　　いやいや例えばの話で提案がこの案でいえば提案が3分の2以上で評決が2分の1というのは逆じゃあないんですかと。提案が3分の1で評決が2分の1ならまあ整合性がとれますけど別に私は3分の1が必要だとも思いませんしまあ一人で提案できるものではないかなと思えますけど。そういうちょっとこの3分の2の根拠がちょっとわかりませんのでそういう意味でこの3分の2以上っていうのはちょっと合理的ではないんじゃないかなと思います。

議長 　　角井委員。

5番 　　3分の2につきましては4の一番最初の文ですね。議決された取り組みルール基準について法的な不備がない限りは原則として1期を運用するにかかっております。ですので今回決めた、例えばですけど今月決めた議案を来月一人がちょっとこれなんかと思うだけでどんどんどんどん改正していくと収集がつかなくなりますんでそういった面で運用してみるのがまず1期。ただあまりにも問題点が多くてですねこれじゃあどうもならないという意見が多い場合にはやはり修正が当然必要になってくると思いますのでそういった場合の3分の2を想定しておりました。ですのでこの辺りは当然意見をいただいて一人からでもそれこそ修正が必要であろうという意見が大半を占めるようであれば修正していくべきだと思いますしまあ3分の2というあたりも先ほどの廃案にするのは少し重い議決をするべきだろうというのを考えておりましたので3分の2ですが過半の方が望ましいという意見があれば過半という風に修正していけばいいと考えています。以上です。

議長 　　ちょっと確認をします。一応提案に関してひとりでも提案はあったうえで提案についての議決については過半数ということでもいいんですかね。それを最終的に修正するのも過半数で改廃について検討するのが3分の2というのが角井委員の理解として。

5番 　　そうですね。コロコロ変えることはあまり望ましいとは考えてはおりません。

ですのである程度決めた以上は重たく運用していくことが望ましいと考えております。ですので修正等についても当初3分の1というのを私の方では考えておりますが当然この委員会での運用事項となりますので私の思いではなく皆様が例えば1名からでも修正案が出せる方が望ましいと思われるのであれば1名からの修正案になると思いますし最終的な審議の議決が過半がよいか3分の2がよいかというところについても皆さんどちらが望ましいかで決まっていくというのが委員会としての形だと思っております。私は3分の2以上というある程度重たい運用が望ましいと考えております。

議長 東谷委員。

11番 前回は質問したんですけどよくこの趣旨が私は理解できない。なぜ今こういった審議ルール作りをしないといけないのか。私は当初毎月の総会資料の中で質問を事前に書面で出すという定めが書いてありますけどそれと関連してるんですか。そういうこの委員会で審議する前に事前に質疑があったら事務局に届け出るというあれでしょう。これと関連するんですか。なんでもかんでもこれを結論付けた部分まで記載をして提出する事務をしないといけないんですか。

5番 私はそう考えています。

11番 もっとこの場合は農業委員会だからみんなで自由に活発に論議すればいいんじゃないですか。こういう固いルールを基本的に作らないで。全部この辺の趣旨がよく理解できないです。

議長 角井委員。

5番 今回の議案に伴うルール作りですがこちらに関しては議論を進化するために必要なルール作りと考えております。といいますのも口頭説明というのは本人が考えている以上に周辺に対しての理解度というのは得られません。それを事前に書面で提出することによって委員全員がある程度理解をしたうえで何が問題点だと思っているのかを理解したうえで議論の方がより議論の真価が深い議論ができると考えております。その点で望ましいと考えております。また結論を付けて提出することについてですがどんな議論でも白地図で渡すと議論というのは活発になりません。どうしたらいいんでしょうかと投げただけだと皆さん全く着地点が見えないのでどうしたらいいんだろうというので悩む時間というか回答を出さない時間が非常に長くなります。それと比べてですねある程度私はこう考えていますという道を引いた後ですと私はこういう道を付けたほうが良いといった形で代案というのも出やすくなりますのでこういった個人の考える結論というのは同時につけて添付することが望

ましいと思っています。以上です。

議長

一応確認をさせていただきます。東谷委員が言われた質問とは別個と理解しておってください。議案に対しての質問事項を事前に出してくれという話とはまた別個で農業委員会で諮るべき事項を提案しようとした場合というのが今回の角井委員の意見と理解してください。質問はそのままご提案いただいたら結構です。事務局の方に提出いただいたら結構です。議決が必要な案件に関して提案しようとした場合のこの事務処理と理解して。他にご意見がありましたら。宮本委員。

1 番

具体的な運用、例えば提案するときどういう体裁を整って事務局に持っていく事務局が次の総会資料に対してそれを載せてそういう具体的な運用イメージを通してそれで改定と取り下げとかそういう実際の運用イメージが皆さんに共有できているかちょっと心配なんですけど。さっきの議決を伴う審議についてというところにフォーカスして話をしたんですが。前々回の角井さんの提案とごっちゃになって話を聞いておられる方もいらっしゃると思うんでちょっとそこを整理してから話をした方がいいんじゃないかなと思います。

議長

ちょっと確認をさせていただきます。最低限今回の角井委員のご提案に関しては前々回の総会の時に投げられてそれを議案とするのが次回の総会の時にやりますよという話をしました。今回は前回角井委員が都合により欠席でしたから今月になっておりますけど、基本的には各委員が議案に諮りたいような審議案件をお持ちの場合一回総会に投げてその中で審議する案件というのをみんなで了解してもらったうえで次回の総会で議案とする。議案とするときに最終的に採決の方法をどうするのかはまだ先ほどからのご意見結論が出てませんけどいずれにしてもそういう手順を踏んでくると理解しておいてください。提案の仕方に関しては角井委員が言われたようにある程度自分なりの考え方を文書でまとめて議案とするというような流れになっていると思いますけれども。ぐらいで宮本委員への回答になるんですかね。

1 番

で、今日としては。

議長

議決化したい。趣旨のご提案は前々回10月の時の総会で1回行っておりますから趣旨そのものはそこと変わっていないと思います。議案としたのが今回。最終的に採決を諮りたいんだけど採決についての討論はまだ結論が出ていません。提案は一人でもできる。最終的に議案となって最終的に議決をするときに採決が過半数なのか3分の2なのかについてあとお諮りしたいと思いますけど。今までの議論で何かご意見がありましたら。大谷委員。

3 番 自分はこの4番の文章を読んで結局ここで可決されたルールは基本的に1期3年はやってみるということですよ。もし3年以内に例えばあくる年にどうしても3分の2の人がこれはちょっと変えたほうがいいという場合には3分の2の人が提案して改廃を結局審査するために3分の2の人が手を挙げないと3年以内には変えられませんよということですよ。3年過ぎた場合は一期過ぎた場合はこれどうなんって一人でも提案すればまた再審査できるということですよ。

5 番 そうですね。この条文としてはその考えで。

議長 先ほどから田中委員及び宮本委員が言われているのは3分の2の改廃議決がちょっと重たいんじゃないかと。

3 番 基本的に3年間はやってみましょうっていう状態で3年以内に変えるのであればというのなら重たい方がいいんじゃないですか。1年でコロコロ変えられても困る。やる方も困るので。

議長 田中委員さっきの意見はどうですか。最低限採決をするときの議決が過半数最終的に改廃が3分の2ということに関しての疑義を言われましたが。

1 3 番 3分の2っていうのは提案の数、評決数ではなくて3分の2以上の委員が提案する場合ということなんで評決はあくまでも過半数になるということなんですけど。私が総論じゃあこうやって明文化することは賛成なんですけどもう一つは会議規則の方で3分の1の委員が総会自体を招集できる、当然議案を持って総会を招集するんだろうと思うんですが3分の1以上のものが総会を招集できて動議は一人でもできる一人の同意があればできるというふうに会議規則で定められているんですがこの辺との整合性は取れるんでしょうか。そこが非常に疑問というかですねまあさっき言った3分の2以上のものが提案して過半数で採決する評決するという部分がちょっと不合理ではないかなという部分と今の会議規則の方との整合性というのはどうなるのか、会議規則で3分の1で議案をもって招集できるとなってるんだろうと思うんですがそれなのにこれをちょっと今3分の2から外れるんですがこの内容ペーパーをどういう風な形で保存していくのか例えばこれをもって会議規則を改正するんであればまたちょっと別の議案になると思うんですが。その辺が私よくわかりません。

議長 角井委員。

5 番 4の議決に関してなんですけど会議規則にそろえるんであれば3分の1の方の提案という形に修正するような形になると思います。また議決に関しては

過半数になります。議決した文書の取り扱いについてなんですが原則としては農業委員会事務局で保管していただきますが決定事項につきましては次回総会において全員に配布していただく、また任期の切れ目といいますか次の任期になった段階では新たに決まった事項に関しては全者に対してまた配布していただく形、あるいはこれは周防大島町では難しいと思うんですがWEB閲覧ができる形をとっていただきまして委員さんないし町民民すべての方が見られるような形というのを取っていただけますと随時それを確認することができますので。少なくとも委員はすぐに確認できる形式というのは確保していただきたいと考えています。

議長 田中委員。

13番 私が申し上げたのはこの議案です。今回のこの議案が正式に可決されてこのペーパーがどういう形で残るんですかと。会議規則の方を改正するんであればそれに加える形で規則の改正として議案を出さなければいけないしこれはこれで別ですよと申し合わせみたいな感じで残すんであればそれをどういう形で残るんですか。例えばこれもらって帰ってもたぶんどこかに行って忘れ去られてしまう、で引き継ぎもされないということにもなりかねないんでやっぱりそこはこれほとんど会議に関することなんで私は会議規則の改正として議案を出すべきだと思います。内容についてはまた別の議論今の3分の2、3分の1なら会議規則と合致しますけどそうであればちょっとこの書き方ではという気がします。

議長 角井委員。

5番 先ほど会議規則からの修正という点で行きますと審議として重たくなりすぎて提案者の方もなかなか提案をするのが条文を細かく読んでからになりますんで難しくなるだろうと考えています。ですのでこちらはこちらで別紙として保管管理していただく配布時に決まった規則ですというような形で配布していただいて各自保管してくださいという説明をさせていただくのがよいかなと考えています。

議長 今までの議論を見ている限りから言うと4番但し以降の文書は3分の2以上の委員が取り組みやルールについての改廃を求める場合にはというのは3分の1に改正をするしかないですね。

5番 会議規則の方で3分の1になっているのなら。

議長 議決はまあ過半で行うという話になるのかなと整理する案件かと思うんですけど。何か今の件でご意見がありましたら。田中委員。

13番 これ今ここの総会の場で検討議論されることはいいんですけどちょっと細かいところはですねまた別の所で部会もありますしもうちょっと時間をかけてきょう採決というのはちょっと難しいんじゃないかなと思いますしそういう部会とか総会以外の場でもうちょっと議論が必要なんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

議長 ちょっと確認がしたいのが先ほどの農業委員会の会議規則に関して3分の1要件がという話がありますけどこれは総会を招集するときっていう話ですよ。あくまで議案を提案するときという話ではないですよ。

13番 議案がないと総会招集できんでしょう。意味がないでしょう。

議長 今回の角井委員みたいに議決が諮りたいような案件の提案をする場合の方法論。だから提案は基本的に一人でもいいから最終的にその議案について採決をするのが過半数という話になるんだろうと思う。3分の1がなければ議案の提案ができない。総会の開催はそれはそうでしょうけど議案の提案に関しては一人の提案でもいいと思うんですけど。

13番 いや、総会の招集が3分の1でできるのに議案を出すのが3分の2っていうのはちょっとあのちがうんじゃないですか。動議は一人でできる緊急動議で議案をこの場で審議してくださいというのは一人でできる。一人の同意があればできるとなっているのにこれは事前に3分の2以上の同意を持って出してくださいというのはそこらへんで整合性がとれないと。規則を変えるんならええけどこれを別に申し合わせ事項として持つんであればこっちの方が規則よりも重たいっていうのはちょっと合理性整合性がとれないんじゃないですかということを申し上げているんで。中身はよくわかりませんよ。

議長 角井委員の案件で3分の2は一応角井委員が修正されておるから3分の2にこだわる必要はないんだろうと思いますけど。

13番 じゃあこれは今日はもうなしの話ですね。

議長 角井委員。

5番 さきほどから3分の1、3分の2につきましては田中委員のおっしゃることもごもつとも3分の1に修正させていただく、提案としては3分の1に修正させていただければと思います。もう一点の今回はやめてまた新たに審議をしていきたいと思いますという話なんですけれどもこれに関して常々思っていることとして、意見の集約が非常に時間がかかります。遅いです。なのでさき

っと決めていける方がおそらくもう動きとしても早くなりますしじゃあ考えましょうここが修正されたからまた来月ですね、ここが修正されたからまた来月ですねと言って永遠に決まらないので決めるときはさっさと決めてしまおうとよいと考えます。根本から変える場合だとまた次回やりましょうという話になりますが内容の一部修正等につきましてはその中で諮っていくべき案件だと思います。以上です。

議長 田中委員。

13番 すいませんちょっと他の委員の方の意見も聞きたいんですが。時間かかるっていうのは確かにその通りで私も同感なんですが。だからこの総会例えば今日この後で議論の場を持ってもいいし別の日にひと月かける必要なにもないんでそこらへんは早く結論が出るように数を重ねて議論の場を重ねて時間を持ってやらなければならないんじゃないですかと。すぐに決める必要がある早くやった方がいいんだけどだからといって内容がおろそかになって例えば3分の1にするにしても他の案件ももうちょっと議論が必要じゃないかなと思う点もありますのでそこらは一旦今日早く採決しなきゃいけないから結論を出さなきゃいけないからということでここで議決するんじゃないかって今の3分の2を3分の1に変えるなら一旦議案を修正して他の部分ももう一回検討して出しなすべきじゃないんですかと申し上げているだけです。

議長 角井委員。

5番 内容についてまさに今意見を交換しているところとか委員で話しているところになると思いますのでこれをまた会を改める必要性というのを特に感じておりません。以上です。

議長 岡崎委員。

2番 田中委員さんにちょっと質問なんですけど。この総会より上の会っていうのがあるんでしょうか。ていうのがですね、これでまた別に委員会を設けて決まったりすれば今度また逆にあずかり知らぬところで決まっていますっていう話になりませんか。大丈夫なんですかね、この総会より上があるのであればそれはかまいませんけど。

議長 田中委員。

13番 いや私は上の委員会で決めるとかそういう話ではなくてですね。もっと時間をかけてやり方としてはこの総会で例えばもう時間かかってしょうがないとこんなことで時間かけたくないという場合もありますしその総会には部会と

いうのがあってそういうのも作ることもできますんで例えば総会は議案を審議してこういったことを検討する場をですね別に設ける、それはどういう構成になるかわかりませんよ。でその一つの例として部会もありますしねということをお願いしたんで別に上の組織で決めなければいけないということではなくてあくまでも総会で決めたらいい話です。ただ皆さんがいいのであればこの場で総会から離れて総会いったん閉じてそれで議論するというのも全員で議論するというのもこれを議論するっていうことも必要でしょう。部会に委任して付託してそれで部会で審議してもらおうということも必要でしょうしけどまあ最終的には総会の議決ということになりますので。別に上で決めるからどうこういう話じゃない。

議長 東谷委員。

11番 結論を何か急いでるように感じられるんですけども。今現実審議を伴う結論を出すような事前の案件なんてすぐ何か目前にあるんですか。何か先にこういうルールを作る案件はどういった案件が出るのかそういったあれがちょっと私には見えてこないんです。何かあまりにもこういうルール作りを先にしているような。

議長 角井委員。

5番 ルールを使ってどうこうしなければいけない案件は特にございません。ただルールというのは事前に作っておくべきものですので審議できるうちに審議すべきものだと思います。

議長 一応それぞれ皆さんのご意見ありますが少なくとも今回の審議の案件に関しましては4番の但し以降の3分の2以上の委員が取り組みやルールについての改廃を求める場合には、という案件に関してこれはちょっと修正が必要になりますから一回これはこの案は取り下げてもらってもう一回修正をしたうえで次回の総会に諮るということでお諮りしたいんですがいかがでしょうか。今のままで走るわけにいかない。角井委員。

5番 そしたらですね、修正内容について確認させていただければと思います。今提案を受けていますのが4番議決された取組ルール基準について法的な不備等がない限り原則として1期3年を運用する。ただし3分の1以上の委員が取り組みやルールについての改廃を求める場合は次回の総会において改廃について審査する。こういった修正になると思います。この修正点でまた来月に農地法をおこさなければいけないほどの修正なのかどうなのかというのが率直に言って大きな疑問です。そもそもまた審議で修正点が出る度に次回に持ち越そう持ち越そうとやってもきりがないので。審議が出た以上はかけて

も2期、1期目も提案の時に大まかな修正点なり根本の説明があり1期目ではそこについてのたたき、意見を持ち寄って意見を出していただいてそれを修正加えて議決というのが理想的な形じゃないかと思います。

議長 一応この案に対しての修正案がもしあれば修正案もペーパーにしてもらって次回の総会で諮るというやり方にしてよろしいですか。田中委員。

13番 修正案を議論する場っていうのは次回議論して例えば修正案が二つあったらどれを取るかっていうのはまあその辺も含めて次回議決するっていうことなんですか。

議長 そうなると思う。

13番 その前の議論が。やっぱり議案として出すからにはもう一つのまとめた議案としてこの場に出すべきだろうしそれについて採決をするべきだと思いますから例えば修正案が出てきたと、で修正案をどういう風にするのか例えば今のこの議案と修正案があってそれを折衷案みたいな形でやるのが一番いいかもしれないしそこはわかりませんが。そのプロセスが議決と今日から修正案が出てくるまでの間のそのプロセスっていうのが必要なんじゃないかなと。次回で議決っていう、まあ議決でもいいです議決するんならその間にそういった議論の場っていうのが必要になってくると思います。それとさっき宮本さんが言われてましたけど、こういう趣旨であろうと思いますけど、1号に会長、職務代理人なり事務局に提出するとこれがまあ並行して出すのかそして出されたものをこの会長、職務代理人、事務局が合議で議案として出すのを決定するのかそれとも全会一致各この主体が全部出してもいいよと言ったら出すのかその辺の手続きについてやっぱりこの中にうたっとかんとちょっとこれ読んだだけじゃよくわからないなということもありました。で最初のどういう形で保存するのかというところもありますんでその辺も明記してじゃいつからこれを施行するのかとゆったことも明記してやっぱり策定すべきだと私は思いますが。まあ修正案が必要だというならそれ出しますけど一応意見として。以上です。

議長 このまま議決には行けないと思いますので基本的に今までの議論を踏まえて修正案を作ってみてそれで次回。他の委員の方々も修正案があるんでしたらそれを提案してください。それをもってどうするのかの議論をしてまいりたいと思います。角井委員。

5番 今までのご提案を受けまして今回取り下げまして次回に改めてあげさせていただきたいと思います。その中である程度こちらにもまた追記したいと思っておりますが一か月目で意見を事前に送付していただいて中で審議していた

だく修正案を含めて二回目でたたくという形になると思います。私の中では今前々回が一回目ですのでそちらで文書の説明をさせていただいて今回修正を受けての議決になると考えておりました。それがいい悪いは別として大体2回か3回には意見が集約できないというのは決定期間、意思決定期間としては非常に重い、遅いと判断する部分になると思います。ですので2回か3回目では議決とするというような一文を追記させていただいて次回送付させていただければと思っています。以上です。

議長 一応角井委員の提案書に関しては次回の総会の前に送付をする議案書の段階でたたき台が一応各委員に伝わると理解していいですね。それを踏まえて皆さんは意見をまとめて総会にもどってほしい。

5番 総会の議案送付には届くと思います。私はこの審議ルールでやりたいと考えていますので次回の議案の締め切りまで12月ですと末ですかね。

事務局 18です。

5番 そこまでに修正してお渡ししてそれを議案と一緒に送付していただくような形を取りたいと思います。

議長 一応以上でこの議案に関しての審議は終わりたいかと思いますが。よろしいですか。それでは審議をする議案は一通り終わったと思いますので事務局から日程等について連絡がありましたらお願いします。

事務局 次回総会開催日は1月15日(月)午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は12月28日(木)までを予定しております。今年度も令和5年度農作業料金労賃に関する調査について本日お手元にお配りさせてもらってますのでご協力をお願いします。もし新しい委員さんで書き方とかご不明な点があれば事務局までお問い合わせいただけたらと思います。もう一つ有害鳥獣対策班からイノシシ等の捕獲件数について情報提供としてお配りしておりますのでご確認ください。

議長 では、以上をもちまして第98回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年12月7日開催の第98回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和6年 1月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____